

4 こども家庭課

4-1 児童手当関係

1 児童手当の支給

家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長を社会全体で応援するという趣旨のもと、中学生までの児童を養育する方に手当を支給する国の制度。

(1) 手当の額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律 15,000 円
3歳以上小学校修了前	10,000 円（第3子以降は 15,000 円）
中学生	一律 10,000 円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律 5,000 円を支給

※所得上限限度額以上の場合、手当等の支給なし

(2) 支給方法

年3回（原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までを支給）

(2) 支給状況（毎年2月末現在の認定者数）

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	7,238 人	7,038 人	6,810 人	6,712 人	6,371 人
支給児童延べ人数（月）	12,556 人	12,320 人	11,880 人	11,691 人	11,077 人

4-2 ひとり親関係

1 児童扶養手当の支給

離婚または死別等によるひとり親（または配偶者が重度の障害である）家庭で、18歳まで（児童が中程度以上の障害を有する場合は20歳まで）の児童を養育しているひとり親や、親に代わって児童と同居し養育している保護者に手当を支給する国の制度。

平成22年8月から父子家庭も対象となる。

(1) 手当の額（令和5年4月から）

区分	月額	児童加算額	
		第2子	第3子以降1人につき
全部支給の場合	44,140円	10,420円	6,250円
一部支給の場合	所得額に応じ 44,130円～10,410円	所得額に応じ 10,410円～5,210円	所得額に応じ 6,240円～3,130円

※一部支給は所得に応じて月額44,130円から10,410円まで10円きざみの額。

（計算式）

〈第1子〉 手当額 = 44,130 - (受給者の所得額 - 全部支給の場合の所得制限限度額) × 0.0235804

〈第2子〉 手当額 = 10,410 - (受給者の所得額 - 全部支給の場合の所得制限限度額) × 0.0036364

〈第3子以降〉

手当額 = 6,240 - (受給者の所得額 - 全部支給の場合の所得制限限度額) × 0.0021748

10円未満四捨五入

(2) 支給方法

年6回 奇数月

(3) 認定状況（毎年5月末現在の認定者数）

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1,020人	1,017人	985人	946人	937人	903人	847人

2 高等職業訓練促進給付金の支給

(1) 事業内容

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に必要な高等資格（看護師、介護福祉士等）を取得するために長期間養成機関に通う間の生活の不安や負担を軽減するため、修学の期間、促進給付金と修了支援給付金を支給する。対象者は児童扶養手当を受けているか、児童扶養手当を受けていないが、同程度の所得水準にある母子家庭の母または父子家庭の父。

(2) 給付金支給者

4名（令和5年5月末現在）

(3) 高等職業訓練促進給付金の額

市町村民税非課税 月額100,000円、課税世帯 月額70,500円、最終学年 月40,000円増

3 自立支援教育訓練給付金の支給

(1) 事業内容

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつく特定の講座を受講した際に、本人が支払った受講料の一部を支給する。対象者は児童扶養手当を受けているか、児童扶養手当を受けていないが、同程度の所得水準にある母子家庭の母または父子家庭の父。

(2) 給付金支給者

2名（令和4年実績）

(3) 自立支援教育訓練給付金の額

対象講座の受講料（入学金、授業料等の総額）の6割。（上限あり）

4 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、母子・父子及び寡婦を対象に、その自立に必要な情報を提供、相談指導等支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

5 飯田市ひとり親家庭福祉会

(1) 会員数の推移

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
90人	110人	100人	90人	130人	120人	100人

(2) 実施事業（県母寡連・市・母子会・社協補助事業）（令和5年度）

ア 親と子のいきいき講座事業：今後実施予定

イ 親と子の集い事業：今後実施予定

6 母子・父子家庭等に対する援助対策

事業名	実施主体	金額
死別母子父子家庭慰謝激励見舞金	飯田市	30,000円
交通災害遺児見舞金	長野県社会福祉協議会	150,000円

4-3 地域子育て支援関係

1 こども家庭応援センターでの相談・支援

こども家庭応援センターでは、市内在住の18歳未満のこどもを対象とした相談を実施しており、発達相談、教育相談、虐待を早期に予防する相談など、広く子育ての悩みに対応した相談を扱う。受理した相談は、必要に応じて関係機関と連携し、適切な支援につなげる。

(1) 相談実績

ア 令和4年度新規相談受付経路別件数

経路	都道府県			市町村			保育所	児童福祉施設	指定医療機関	認定こども園	警察等	保健所	医療機関	学校等			里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童・本人	その他	計
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	保健センター	その他								幼稚園	学校	教育委員会							
R4相談件数	38	0	2	20	190	4	45	7	0	8	0	0	25	4	48	0	0	0	58	4	2	24	479
R4虐待相談件数	7	0	0	5	9	1	2	3	0	5	0	0	5	2	28	0	0	0	13	2	0	2	84

イ 令和4年度新規年齢別相談種類別受付件数

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			
0歳	2	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	10	48
1歳	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	42	2	53
2歳	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	77	1	101	
3歳	7	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	28	4	58	
4歳	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	4	0	22	
5歳	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	2	16	
6歳	7	7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	1	0	0	1	20	
7歳	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	17	
8歳	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	22	
9歳	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	20	
10歳	9	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	2	19	
11歳	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	14	
12歳	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	
13歳	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
14歳	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	13	
15歳	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6	
16歳	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	12	
17歳	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	
18歳以上	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	16	
計	84	152	0	0	0	0	0	0	1	0	0	47	7	0	157	31	479	

ウ こども家庭応援センターの新規・継続相談

年度	新規ケース数	継続ケース数	計
R 1	494	659	1, 153
R 2	499	666	1, 165
R 3	473	684	1, 157
R 4	464	641	1, 105

相談種別概要（令和4年度）

児童養護相談 (児童虐待)	児童養護相談 (その他)	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談 (性格・行動・不登 校・育児・躰)	その他の 相談	計
160	324	2	13	1	543	62	1, 105

エ 被虐待児童の年齢

年齢	1歳未満	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生	中学生	高校生	計
H30受付	2	6	6	7	8	11	3	28	9	0	80
	2.50%	7.50%	7.50%	8.80%	10.00%	13.80%	3.80%	35.00%	11.20%	0%	100%
R1受付	8	1	2	10	5	2	2	19	5	2	56
	14.30%	1.80%	3.60%	17.90%	8.90%	3.60%	3.60%	33.90%	8.90%	3.60%	100%
R2受付	4	14	6	14	8	11	8	19	9	4	97
	4.10%	14.40%	6.20%	14.40%	8.20%	11.30%	8.20%	19.60%	9.30%	4.10%	100%
R3受付	5	8	8	8	6	4	6	26	9	5	85
	5.88%	9.41%	9.41%	9.41%	7.06%	4.71%	7.06%	30.59%	10.59%	6%	100%
R4受付	2	2	4	7	3	3	7	41	10	5	84
	2.38%	2.38%	4.76%	8.33%	3.57%	3.57%	8.33%	48.81%	11.90%	5.95%	100%

オ 被虐待児童の年代・虐待種別

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・ 拒否	計
0～3歳	8	0	7	0	15
4～6歳	7	0	6	0	13
小学生	21	0	18	2	41
中学生	6	0	3	1	10
高校生・その他	2	0	2	1	5
計	44	0	36	4	84

カ 虐待相談の主な虐待者

	実父	実父以外 の父親	実母	実母以外 の母親	その他	計
虐待相談件数	24	9	41	2	8	84

(2) 支援実績

養育支援家庭訪問は、支援が必要な家庭に対し期間を区切って集中的に家庭支援を行うことで、児童虐待防止に繋げる。訪問には、研修により養成された養育支援訪問登録員（令和4年度登録者数40人）があたる。また、こども家庭応援センターでも、家庭訪問や面接等の専門的支援を実施することで、児童虐待を防ぐ。

訪問・支援件数

年度	養育支援家庭訪問事業		虐待防止のための専門的支援	
	家庭数	延件数	家庭数	延件数
R 1	6	60	337	2,244
R 2	5	50	245	2,398
R 3	5	70	280	2,245
R 4	4	41	350	2,785

2 飯田市子育て支援ネットワーク協議会

児童福祉法第25条に基づく要保護児童対策地域協議会（平成17年10月14日設置）であり、協議会の調整機関は、要保護児童、特定妊婦等の通告を受付け、当該ケースの家庭養育状況等の調査に基づき、緊急度判断も含めた対応の必要性や支援方針を決定する。また、支援機関との情報の共有化を図り、支援方針に沿った各機関の役割分担を取りまとめ、効果的な支援を実施する。併せて、ケース進行管理を実施する。

- (1) 代表者会議 年1回
- (2) 実務者会議 年4回
- (3) 受理会議 週1回
- (4) 個別ケース会議 随時

【要保護児童対策地域協議会構成機関】

- ・飯田医師会
 - ・長野県助産師会飯下地区
 - ・長野県飯田児童相談所
 - ・市内保育所
 - ・市内の児童館、児童センター及び児童クラブ
 - ・市内の児童養護施設、乳児院
 - ・長野県飯田養護学校
 - ・放課後等デイサービス事業所
 - ・飯田市教育委員会
 - ・飯田下伊那歯科医師会
 - ・飯田市民生児童委員協議会
 - ・飯田警察署
 - ・市内認定こども園
 - ・飯田市地域子育て支援拠点つどいの広場
 - ・飯伊圏域障がい者総合支援センター
 - ・飯田市ファミリーサポートセンター
 - ・飯田市健康福祉部（保健課・福祉課・子育て支援課）
 - ・長野県看護協会飯田支部
 - ・長野県飯田保健所
 - ・飯田広域消防本部
 - ・市内の小学校及び中学校
 - ・こども発達センターひまわり
- (調整機関) 飯田市健康福祉部子育て支援課

3 発達支援

- (1) 保育所・認定こども園巡回訪問相談

こども家庭応援センター職員が保育所・認定こども園へ訪問し、支援を必要としているこどもの発達特性についてアセスメントを行い、集団場面での対応方法や環境調整について園職員とともに検討する。また、必要に応じて保護者に対してもこどもの発達への理解や関わり方について助言を行い、園と協働して保護者支援に取り組む。

巡回相談件数

年度	R1年	R2年	R3年	R4年
巡回相談実数	150件	93件	110件	106件

(2) 短期親子支援グループ『ゆいっこ』・入園前発達支援学級

ア 短期親子支援グループ『ゆいっこ』

乳幼児健診（1歳6か月～2歳）における継続相談児童と家庭を対象とし、こどもの支援ニーズをアセスメントするとともに、こどもと家庭に合った子育てを保護者が見つけていけるよう伴走し、早期支援を実施する。

実施回数 35回 利用親子のべ組数 75組（1グループ3～4組、3回程度実施）

イ 入園前発達支援学級

次年度、保育所・認定こども園に入る予定の、発達に心配のあるこどもや支援を必要とする親子を対象としたグループ活動。それぞれのこどもの発達に応じた活動場面設定と個別配慮により、こどもの集団参加意欲や、認知・情緒、運動機能、コミュニケーションスキル、集団活動の中で必要となる生活スキルの習得等を促す。併せて、保護者の養育相談や保育園・認定こども園の入園に向けてつなぎ支援を実施する。

実施回数 37回、実組数 11組、延べ利用人数 182人。

4 ゆいきつず広場事業

就学前の親子が集まれる場として、スタッフが常駐した「ゆいきつず広場」を市役所りんご庁舎内の「キッズルーム」に設置しており、親子で一緒に遊んだり、他の利用者と交流したり、子育ての相談もできる。平成27年にオープンしてから7年が経過し、令和4年度末までの間に計2,262日開館し、累計28,084組の親子の利用があった。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、予約制、利用人数・回数の制限、開館時間の短縮などの感染防止対策をとりつつ、親子で遊ぶ場の確保と維持に努めた。

また、「ゆいきつず講座」（親子で楽しく学ぶ場）と「ゆいとーく」（子育て中の母親同士で子育てを語り合う場）を、あわせて年間15回開催し、計106組の親子の参加があった。毎月発行している「ゆいきつず通信」にも、ゆいきつず講座で実施した内容（自宅で出来る手遊びや工作の紹介や、離乳食の作り方等）を掲載し、紙面以外にWebサイト『いいだ子育てネット』でも同様の情報発信を行った。

7 地域子育て支援拠点

就園前の子育て中の親子が利用し交流や講習会、子育てに関する情報提供、相談を行っている。特定のデイリープログラムを持たず自由に入出りできる。

令和4年度	実施曜日	実施時間	年間実施日数	年間利用延べ数			1日平均 利用人数
				おとな	こども	合計	
座光寺つどいの広場	月～金	9:30～15:30	237	1,237	1,472	2,709	11.1
わいわいひろば	月～金	9:30～14:30	231	1,844	2,021	3,865	16.7
おしゃべりサラダ	月～金	10:00～15:00	243	1,102	1,293	2,395	9.9
アイキッズスクエアいくら	火～金	9:30～15:00	153	740	860	1,600	10.5
ひだまりサロン	月～金	10:00～15:00	236	927	1,096	2,023	8.6
くまさんのおうち	月水金	10:00～15:00	156	200	240	440	2.8
なかよし広場ぞうさん	月～金	9:30～14:30	238	179	213	392	1.6
おしゃべりポトフ	火	9:30～14:30	47	158	162	320	6.8
親子であそぼ♪森っこ	火～土	10:00～15:00	233	2,450	2,669	5,119	22.0
ゆるり飯沼	火～金	10:00～15:00	239	350	380	730	3.1
KanKan リトルジャイアント	月～金	10:00～15:00	232	647	768	1,415	6.1
KanKan リトルスキッパー	木	10:00～15:00	48	81	90	171	3.6
計			2,293	9,915	11,264	21,179	9.2

平成17年度： 民営型1か所、公営型2か所 計3か所設置

平成18年度： 既存3か所の開設時間の拡大

新たに民営型2か所増設（ひだまりサロン・くまさんのおうち）

平成19年度： 新たに民営型1か所増設（アイキッズスクエアいくら）

平成20年度： 新たに民営型2か所増設（カンガルークラブ、なかよし広場ぞうさん）

平成21年度： 既存施設の開設日数の拡大（くまさんのおうち）

平成22年度： 新たに民営型1か所増設（わいわいひろば）公営型1か所廃止

平成23年度： 機能拡充型として隔週1日開所の出張ひろば1ヶ所設置（おしゃべりポトフ）

平成24年度： 民営型1か所廃止（カンガルークラブ）

平成25年度： 民営型1か所増設（親子であそぼ♪森っこ）

平成26年度： 民営型2か所増設（ゆるり飯沼、KanKanリトルジャイアント）

平成28年度： 出張型1か所増設（KanKanリトルスキッパー）

令和3年度： 既存施設の開設日数の拡大（ひだまりサロン、なかよし広場ぞうさん、KanKanリトルジャイアント）

4-4 こども発達センターひまわりの現況

(令和5年3月31日)

1 児童発達センター事業のあらまし

通園する就学前の障がいや発達の遅れ・つまずきのある子どもに、一人ひとりに合わせた発達支援を実施し、家族支援を通して家庭と協力しながら子どもの心身の成長発達を援助していく。

(1) 通園事業

ア 児童数 定員 36 名
登録児童数 42 名 (途中入退所含む)

イ 療育日数及び延べ利用数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	18	20	23	21	20	21	21	21	21	19	20	20	245
延べ利用数	472	419	646	627	396	597	560	542	557	560	560	506	6,442

ウ 出身地別登録児童数

飯田市	松川町	高森町	阿南町	喬木村	阿智村	豊丘村	下條村	中川村	合計
24	4	5	0	1	0	4	1	3	42

エ 年齢別登録児童数

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
男	0	0	7	15	7	1	30
女	0	1	5	1	2	3	12
合計	0	1	12	16	9	4	42

オ 児童の転園・卒園状況 17名 (途中転園含む)

保育園・認定こども園	10
児童発達支援施設	1
小学校	1
特別支援学校	4
転居の為未定	1

カ 他機関からの受け入れ

① 実習生・職場体験受け入れ 延べ 188 名
② ボランティア受け入れ 年間 2回 44 名
③ 他機関からの見学及び視察 年間 5回 14 名

(2) 相談支援事業

特定相談・障害児相談支援

利用計画作成	61件	継続支援計画作成利用援助	112件
--------	-----	--------------	------

2 療育相談事業のあらまし

長野県から「障がい児等療育支援事業」、南信州広域連合から「障害者相談支援事業」の委託を受けて、飯田下伊那福祉圏域（14市町村）を対象に、在宅の障がい児の外来・訪問による相談・訓練・早期発達支援グループ活動等に関係機関と連携をとりながら行い、障がい児の福祉の向上を図る。

(1) 早期発達支援グループ らっこ、ぺんぎん、こあら、ひよこ 計4グループ

実施回数 58回 延べ利用人数 318名

(2) 地域グループへの支援

	飯田市
回数	12
延べ人数	61

(3) 療育相談、発達検査（外来相談）

延べ利用者数 5,277名

(4) 保育園、認定こども園、学校、施設等支援実施回数

訪問支援 210回 施設支援 402回

3 重症心身障害児通園事業のあらまし

在宅の重症心身障がい児一人ひとりの状態に応じた通園形態で、楽しみ作りや健康管理等、心身の発達支援を行う。医療的ケア等、多様な支援が必要な家庭が地域の中で孤立しないよう、家族支援も重点的に行う。

(1) 児童数

定員 一日5人程度

登録児童数 4名（途中入退所含む）

(2) 療育日数及び延べ利用数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	18	20	23	21	20	21	21	21	21	19	20	20	245
延べ利用数	25	25	24	40	24	37	33	35	30	25	26	24	348

(3) 出身地別登録児童数

飯田市	松川町	豊丘村	合計
2	1	1	4

(4) 年齢別登録児童数

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
男	0	1	1	0	0	0	2
女	0	0	1	0	0	1	2
合計	0	1	2	0	0	1	4

